

近接性評価割引について

平成27年10月22日
九州電力株式会社

1 近接性評価割引単価及び評価地域の設定

- 現行の近接性評価割引では、一定の地域で発電された電気を対象に、当該発電によって一般電気事業者が発電した電気に係るロスの低減を評価し、割引を行っています。
- 今回、ロスに係る評価の見直しとともに投資抑制に係る評価を割引に反映しました。
- また、近接性評価地域については、現行の近接性評価割引の考え方を基本として、潮流改善効果が高いと見込まれる地域について細やかな評価を行うため、市町村単位で設定を行いました。

< 近接性評価割引単価 >

	割引単価	
	新単価	旧単価
受電電圧が標準電圧6,000V以下の場合（高圧・低圧）	0.37円/kWh	高圧・特別高圧 共通 0.13円/kWh
受電電圧が標準電圧6,000Vをこえ100,000V以下の場合（特別高圧）	0.28円/kWh	
受電電圧が標準電圧100,000Vをこえる場合（基幹系）	0.14円/kWh	

< 近接性評価地域 >

評価地域				
現行	見直し後			
(福岡県) 全域	(福岡県) 44	(熊本県) 11	(鹿児島県) 1	
(熊本県) 全域	(佐賀県) 11	(大分県) 2		
(宮崎県) 全域 < 計131市町村 >	(長崎県) 8	(宮崎県) 5		< 計82市町村 >

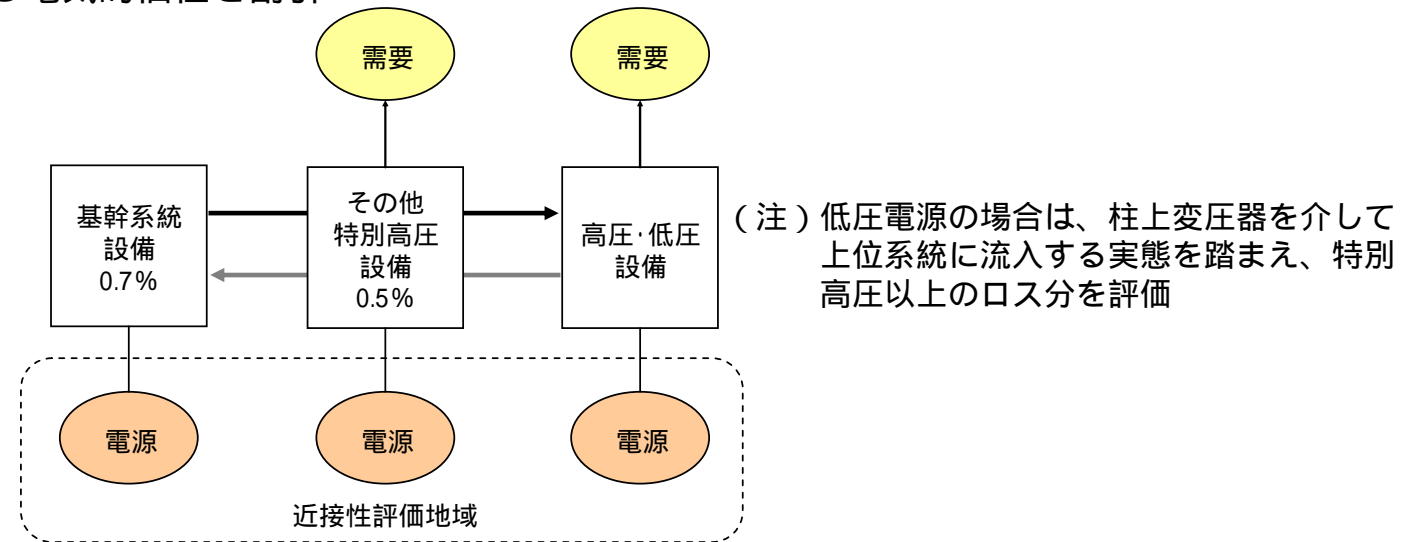
2 近接性評価割引単価の設定（ロスに係る評価）

2

- ロスに係る評価については、以下のとおり算定しました。

< 評価の考え方 >

- ・ 近接性評価地域の電源から電気を受電し、接続供給を利用することで、基幹系統を通じて需要者に電気を届けるまでのロス分について追加的に発電することが不要となることを評価し、上位系統のロス分に係る電氣的価値を割引



< 割引単価の算定 >

- ・ 発電費相当 () × 上位系統のロス率 () =
特別高圧 : 0.103円/kWh ()
高圧・低圧 : 0.177円/kWh

発電費相当 : 平成26年度スポット市場価格エリア平均プライス

上位系統のロス率 : 特別高圧 . . . 基幹系統設備 (0.7%)

高圧・低圧 . . . 基幹系統設備 (0.7%) + その他特別高圧設備 (0.5%)

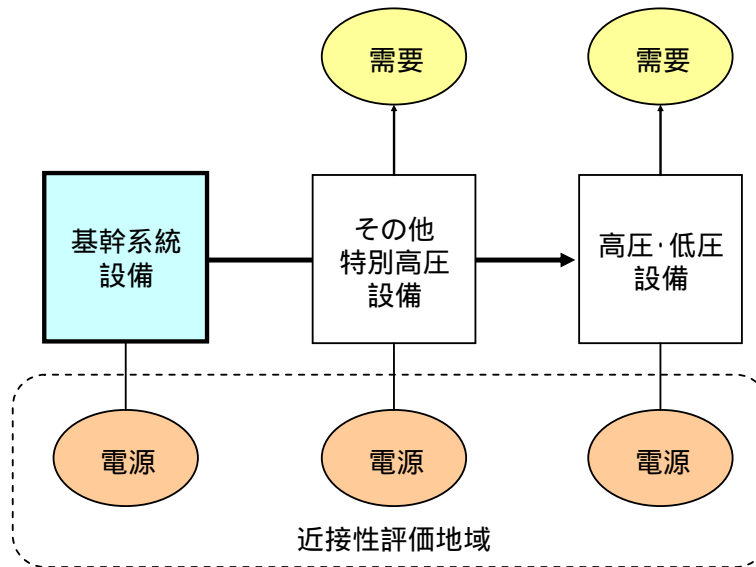
3 近接性評価割引単価の設定（投資抑制に係る評価）

3

- 投資抑制に係る評価については、以下のとおり算定しました。

< 評価の考え方 >

- ・ 近接性評価地域の電源から電気を受電し、接続供給を利用することで、基幹系統に係る設備投資が抑制されることを評価し、減価償却費等を割引



- ・ 投資抑制効果は、需要に応じて設備形成を行う特別高圧（基幹系統除く）以下の設備ではなく、送配電系統全体に応じて設備形成を行う基幹系統設備を対象として算定
- ・ 基幹系統の中長期的な投資抑制効果を厳密に定量化することは困難なことから、設備に係る費用として基幹系統の減価償却費・事業報酬に基づき割引単価を設定

< 割引単価の算定 >

- ・ 基幹系統の減価償却費等() ÷ 織込みkWh(送電端)() × 供給力評価率() = 0.158円/kWh ()

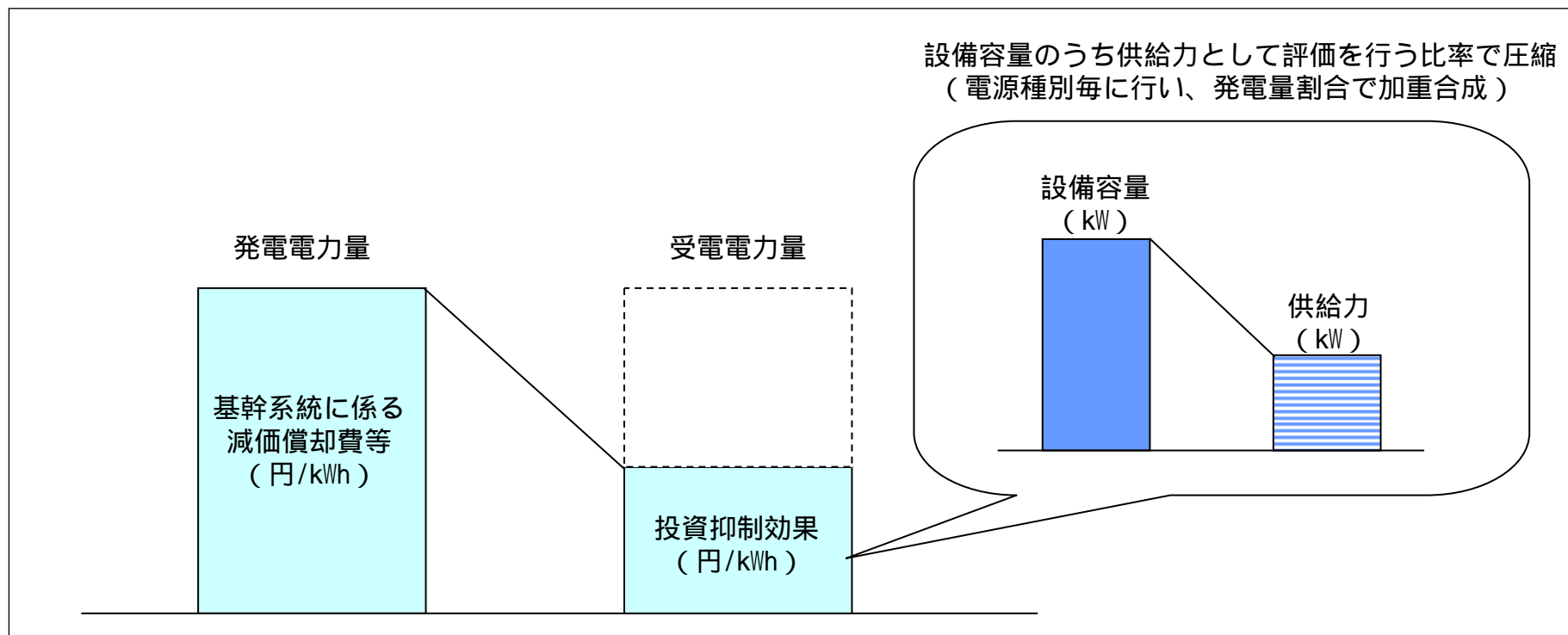
基幹系統の減価償却費等：総送電費・受電用変電費の減価償却費及び事業報酬
(基幹系統に係る費用は直近の帳簿価格比により算定)

供給力評価率：電源種別ごとのkW価値（供給力計上比率）を近接性評価地域の電源の発電量割合で加重合成したもの

指摘事項15

- 近接性評価割引の投資抑制に係る評価は、太陽光、風力、水力、その他（火力等）の電源毎の供給力として評価できるkW価値（供給力評価率）が基幹系統の投資抑制に寄与していると評価し、算定しているものです。
- なお、この考え方は、固定価格買取制度の回避可能費用を算定する際の再生可能エネルギー導入に伴う削減可能な設備（固定費）を評価する際の考え方と整合しております。

<算定のイメージ>



- 近接性評価割引単価は、ロスに係る評価及び投資抑制に係る評価に基づき、特別高圧（基幹系を除く）と高圧・低圧ごとに、以下のとおり設定しました。
- また、基幹系の割引単価は、特別高圧の1 / 2として設定しました。

< 特別高圧、高圧・低圧の割引単価 >

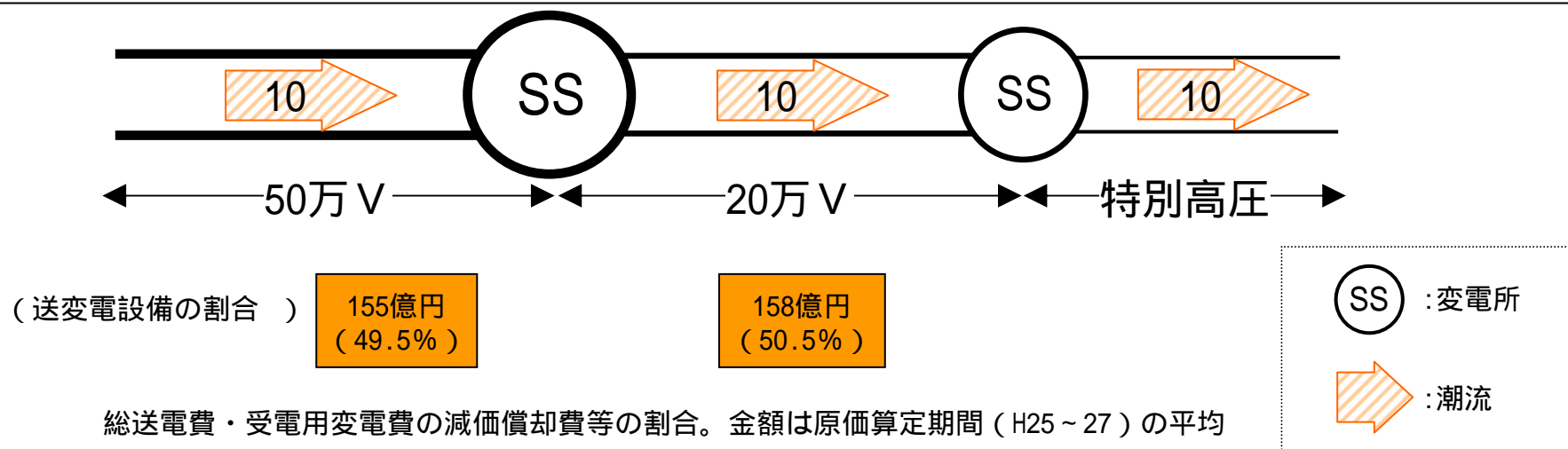
	ロスに係る評価 ()	投資抑制に係る評価 ()	近接性評価割引単価 (= +)	税込み単価 (× 1.08)
特別高圧	0.103円/kWh	0.158円/kWh	0.26円/kWh	0.28円/kWh
高圧・低圧	0.177円/kWh		0.34円/kWh	0.37円/kWh

< 基幹系の割引単価 >

	近接性評価割引単価 (= 特別高圧 ÷ 2)	税込み単価 (× 1.08)
基幹系	0.13円/kWh	0.14円/kWh


指摘事項13

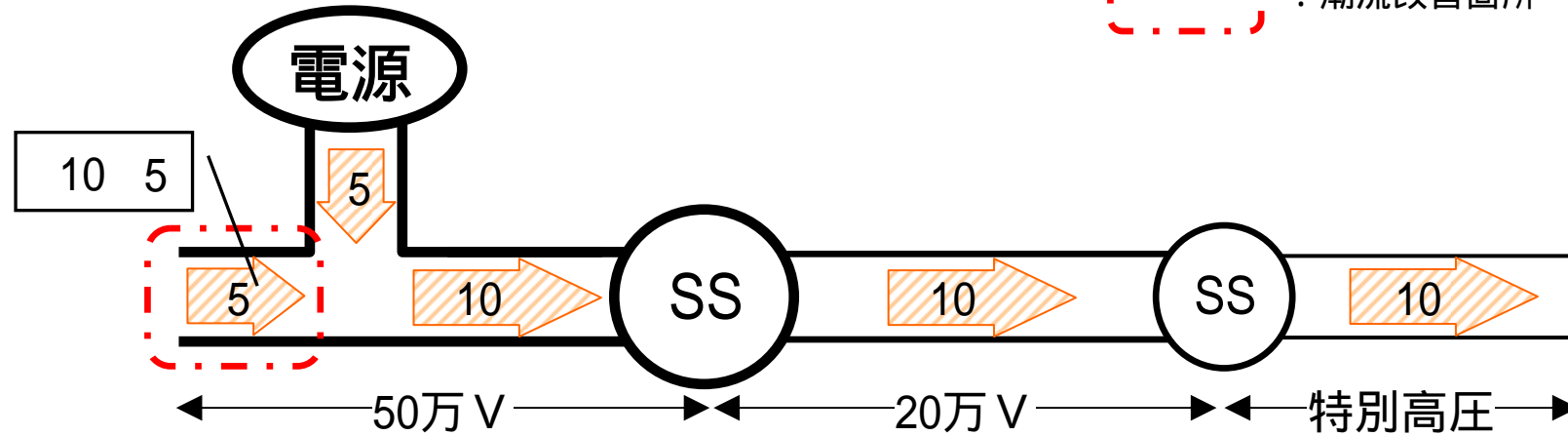
- 基幹系の割引単価について、電源の接続場所や規模等により潮流改善効果が大きい場合や小さい場合があるなど効果にばらつきがあることから、特別高圧と同等とせず1/2として設定しました。
- 例えば、50万Vに電源が接続した場合は潮流改善効果は僅少と考えられ、一方で20万Vに接続した場合は、特別高圧に電源が接続した場合により近い潮流改善効果を得られるものと考えております。
- このように電源の接続場所や規模等により潮流改善効果にばらつきがあるものの、基幹系の割引単価を設定するうえで50万V・20万Vそれぞれの送変電設備の割合を用いることも定量的な検証として有用であると考えられること、また、その割合はおおよそ1:1であることから、基幹系統に接続する電源を評価する割引額を特別高圧の1/2とすることは、一定程度合理的であると考えております。



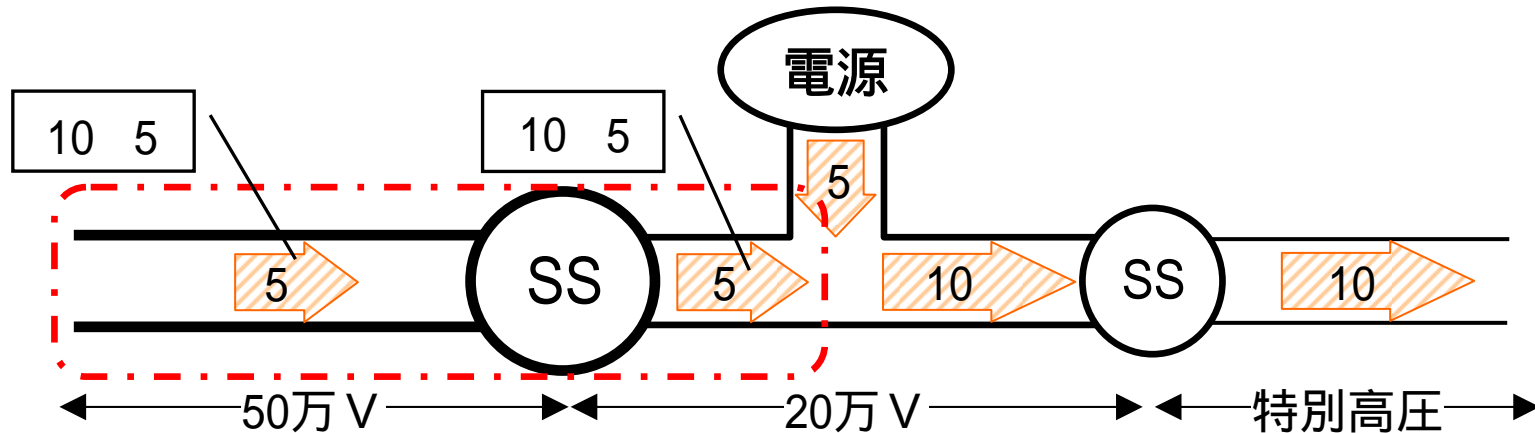
基幹系統における潮流改善イメージ

〔電源が50万Vに接続した場合の例〕

 : 潮流改善箇所



〔電源が20万Vに接続した場合の例〕



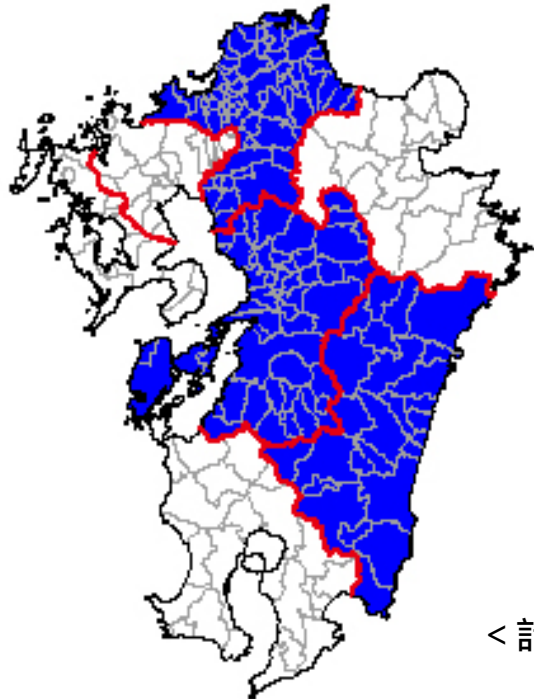
指摘事項12

- 近接性評価地域は、現行の考え方を基本として、潮流改善効果が高いと見込まれる地域について細やかな評価を行うため、以下の考え方により設定しました。
 - ・ 細やかな評価を行うため、設定単位を県単位から市町村単位に細分化しました。
 - ・ 電源不足地域を割引対象とするため、市町村単位で需要量と発電量を比較し、「当該市町村の需要量 > 当該市町村の発電量」となる地域を特定しました。
 - ・ 「需要量 > 発電量の地域」のうち、潮流改善効果が高いと見込まれる地域として、「当該市町村の需要密度 > 供給エリア全体の平均需要密度」となる地域を特定しました。
- なお、設定にあたっては、自社・他社の発電量及び需要量を公平に同一条件で用いて判定を行いました。（結果として対象となる市町村が減少しております）

7 近接性評価地域の見直し

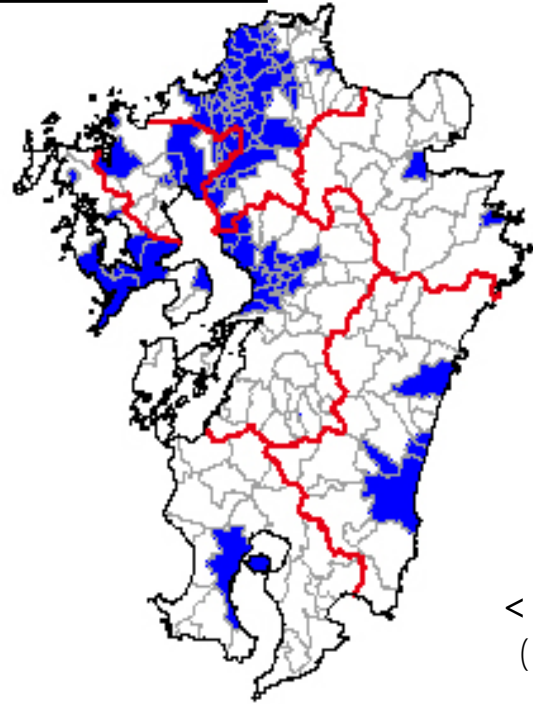
現行	現在認可申請中
(福岡県) 全域 (熊本県) 全域 (宮崎県) 全域	(福岡県) 福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、筑後市、大川市、行橋市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、宮若市、朝倉市、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町、糸田町、川崎町、福智町、吉富町 (佐賀県) 佐賀市、鳥栖市、伊万里市、小城市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、大町町、江北町 (長崎県) 長崎市、島原市、諫早市、大村市、長与町、時津町、川棚町、佐々町 (熊本県) 熊本市、荒尾市、玉名市、宇土市、合志市、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、嘉島町、益城町 (大分県) 別府市、津久見市 (宮崎県) 宮崎市、日向市、国富町、高鍋町、新富町 (鹿児島県) 鹿児島市

現行の評価地域



< 計 131 市町村 >

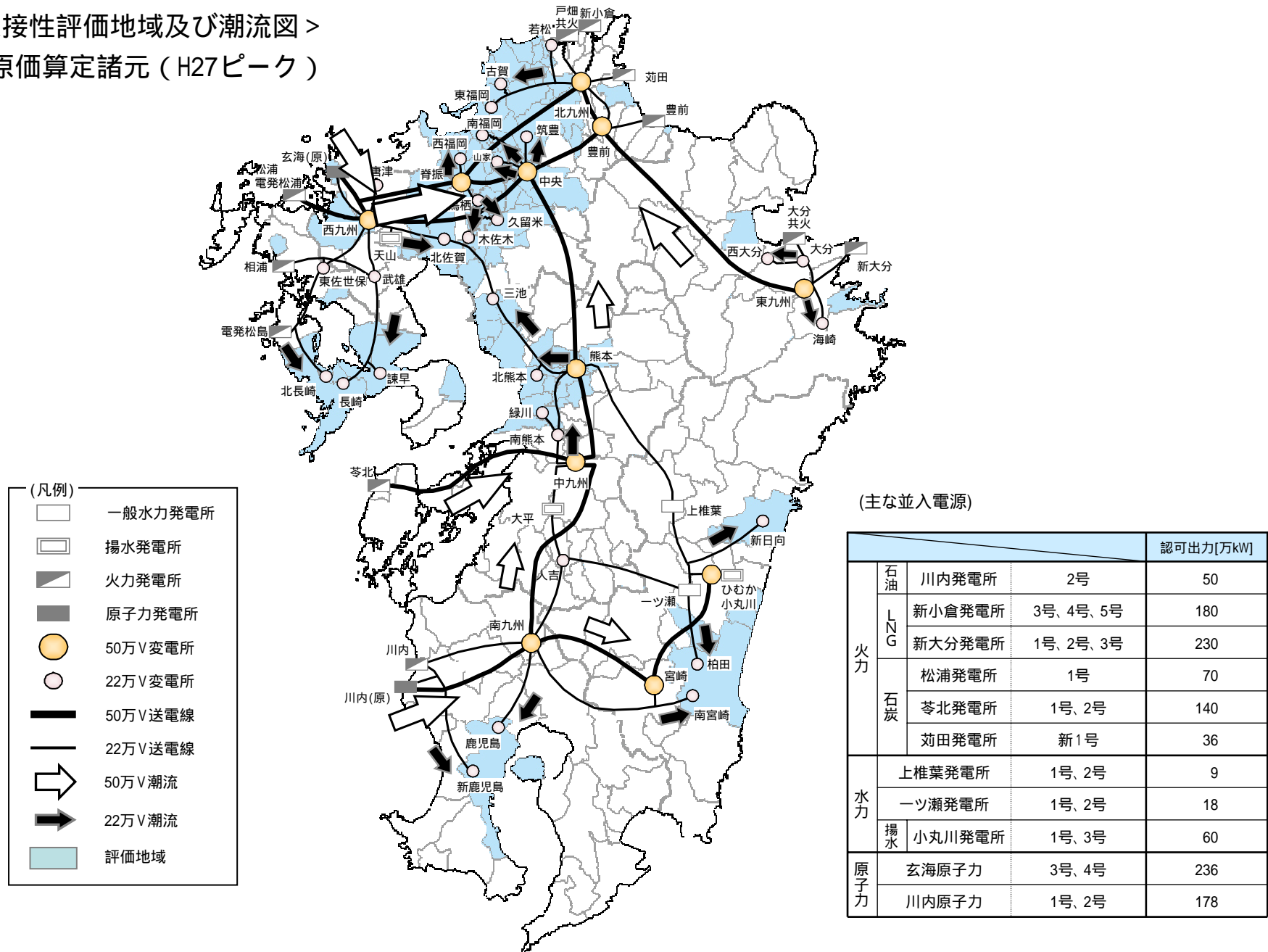
認可申請中の評価地域



< 計 82 市町村 >
 (49 市町村)

(参考)近接性評価地域と基幹系統の潮流について

< 近接性評価地域及び潮流図 >
 ・原価算定諸元 (H27ピーク)



指摘事項11,14

- 近接性評価地域の見直しについては、発電事業者の電源設置等における予見性の確保や制度の安定性を勘案し、頻繁には行わず、分散型電源の普及や需給の動向等により潮流状況に大きな変化があった場合において必要になると考えております。
- また、具体的な評価地域(市町村)については、上記状況変化に応じて機動的に評価地域の見直しができるよう、申請中の託送供給等約款には記載をせず、別途公表することとしました。

< 認可申請中の託送供給等約款規定 >

18(料金)八 近接性評価割引 (イ)適用

契約者が、近接性評価地域(当社が別途定める地域といたします。)に立地する発電場所にける発電設備(以下「近接性評価対象発電設備」といいます。)を維持し、および運用する発電契約者から、当該発電設備に係る電気を受電し、接続供給を利用する場合に適用します。

< 当社ホームページ >

託送供給約款変更届出書等

こちらでご紹介するデータは全てPDFファイルです。
データを開く際は別ウィンドウが立ち上がります。

平成27年8月31日届出

- ・ 託送供給等約款料金の算定に関する省令に基づく届出書 (12KB)

平成27年7月31日(申請)

- ・ 託送供給等約款認可申請書 (4,631KB)
- ・ 託送供給等約款料金の算定に関する省令における事業者設定基準等 (292KB)
- ・ 消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書 (156KB)
- ・ (参考)近接性評価地域について (13KB)

< 近接性評価地域のページ >

近接性評価地域について

今回認可申請を行いました託送供給等約款において、当社が別途定めることとしております「近接性評価地域」については、以下のとおりです。
なお、実施時期については平成28年4月1日を予定しており、当該「近接性評価地域」設定の適正性は託送供給等約款の認可申請プロセスの中で審査されることとなります。

変更後の近接性評価地域	現 行
福 岡 県：福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、筑後市、大川市、行橋市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、宮若市、朝倉市、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町、糸田町、川崎町、福智町、吉富町	福岡県全域 熊本県全域 宮崎県全域
佐 賀 県：佐賀市、鳥栖市、伊万里市、小城市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、大町町、江北町	
長 崎 県：長崎市、島原市、諫早市、大村市、長与町、時津町、川棚町、佐々町	
熊 本 県：熊本市、荒尾市、玉名市、宇土市、合志市、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、嘉島町、益城町	
大 分 県：別府市、津久見市	
宮 崎 県：宮崎市、日向市、国富町、高鍋町、新富町	
鹿児島県：鹿児島市	